

各 所 属 長 様

町 長

令和3年度予算編成方針について（通知）

## 1 社会経済情勢と国の動向

内閣府が発表した9月の月例経済報告では、景気認識を示す基調判断を「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。」とし、先行きについては、「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とされている。

政府は、7月17日に「危機の克服、そして新しい未来へ」という副題で「経済財政運営と改革の基本方針2020」を閣議決定し、今回の感染症拡大で顕在化した課題を克服した新しい未来における経済社会の姿の基本的方向性として、「新たな日常」を通じた「質」の高い経済社会の実現を目指していくことを示した。

具体的には、我が国の未来に向けた経済成長を牽引し、「新たな日常」の構築の原動力となる社会全体のデジタル化を強力に推進し、Society5.0を実現するとしている。

まずは、デジタル・ガバメントの構築を早急に対応が求められる、言わば一丁目一番地の最優先政策課題として位置付け、行政手続のオンライン化やワンストップ・ワンズオンリー化などの取り組みを加速させるとともに、テレワークの促進やワーク・ライフ・バランスの実現など新しい働き方・暮らしの改革を、少子化対策や女性活躍の拡大と連携して推進することとしている。

さらに、東京一極集中の是正は地方創生のみならず、国全体の危機管理の観点からも、重要な課題であることから、地方創生に向けてSociety5.0を全国で展開し、多核連携型の国づくりや地域の躍動につながる産業・社会の活性化を推進し、豊かで暮らしやすい魅力的な地方の実現と、災害等のリスクに強い強靱な国づくりにつなげるとしている。

こうした「新たな日常」を支える基盤として、人・イノベーションへの投資や包摂的な社会づくり、新たな世界秩序の下での活力に富んだ経済の構築を推進することとしている。

なお、地方の令和3年度までの一般財源総額については、平成30年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することが既に示されているところであるが、税収の減少が予想される中で、今後の国の動向や地方への影響について、これまで以上に注視していく必要があると考える。

## 2 地方交付税の見通しと地方財政の課題

歳入の約 5 割を占める地方交付税の見通しは、総務省の令和 3 年度予算概算要求において、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額を令和 2 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしている。

令和 3 年度地方財政収支の仮試算では、不交付団体を除いた交付団体ベースの一般財源の総額を 62.1 兆円（対前年度比+0.4 兆円）とし、そのうち、地方交付税については 16.2 兆円（対前年度比△0.4 兆円）、臨時財政対策債については 6.8 兆円（対前年度比+3.7 兆円）となっている。

なお、令和 3 年度の地方財政の課題として、「①感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立や防災・減災、国土強靱化等の重要課題への対応」、「②次世代型行政サービスの推進と財政マネジメントの強化」が掲げられており、こうした動きにも注視していく必要がある。

## 3 町財政の現状と見通し

近年の財政状況は、歳入面では、その根幹となる町税収入が増加傾向にあり、歳入の約 5 割を占める地方交付税等については、普通交付税が 2 年連続で増加（①23.6 億円⇒②24.9 億円）している。

なお、令和元年度決算では、第 6 期下川町総合計画の財政運営基準である基礎的財政収支（プライマリーバランス）は黒字化を達成し、地方債残高は 2 年連続で減少（③63.0 億円⇒①62.2 億円）、基金残高は 5 年ぶりに増加（④9.9 億円⇒①10.0 億円）に転じている。

令和 3 年度の財政の見通しは、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の低迷により、町税や地方譲与税等の減収が予想され、さらに、国勢調査人口の減少による普通交付税への影響も懸念される状況にある。

一方、歳出面では、過去に投資した大型建設事業の公債費が引き続き増加（+0.3 億円）するほか、公共施設老朽化への対応、地方創生に向けた取組、「新たな日常」の構築に向けた新たな財政需要の増加が見込まれるなど、各種政策を推進するための財源確保については、厳しい状況になることが考えられる。

以上、地方一般財源総額については、令和 3 年度においても、前年度と実質的に同水準を確保するとされてはいるものの、義務的経費である公債費が増加するなど、引き続き厳しい状況下での予算編成となるが、新型コロナウイルス感染症対策など、町民の安全や生活を守るための予算や新たな行政課題に対応する予算などは、適切に計上していくことが求められるところである。

新型コロナウイルス感染症による影響や社会変化を的確に捉えながら、第 6 期下川町総合計画の将来像である「2030 年における下川町のありたい姿」の実現に向け、長期的・複眼的な視点でまちづくりを進めていく必要がある。

各課においては、次に掲げる基本方針に沿って、職員一人ひとりが厳しい財政状況を常に認識するとともに、他課等との連携をより強固にし、国や道の施策の動向を注視しながら、限られた財源で最大の効果を発揮できるよう効率的・効果的な予算編成にあたられたい。

## 4 予算編成における基本方針

令和3年度の予算編成にあたっては、新型コロナウイルス感染症への影響を見極めながら必要な対応を図るとともに、第6期下川町総合計画の財政運営基準である「基礎的財政収支（プライマリバランス）」の黒字化と、「2030年におけるありたい姿の実現」を目指し、次に掲げる項目を基本的な方針として、編成作業にあたられたい。

### (1) 予算要求基準

- ・ 予算要求基準は、総合計画進捗管理計画における「令和3年度計画額（一般財源ベース）」の範囲内とし、事業費の削減や財源確保につながる見直しを行った上で要求すること。  
※新型コロナウイルス感染症の影響を現時点で予見することが困難なことから、削減目標は設定しない。
- ・ 見直しにあたっては、第8次行政改革大綱に基づく、「行財政集中革新プラン」や「事務改善」の取組内容、「補助金等見直しのガイドライン」、「公共施設見直し方針」を踏まえて検討するとともに、行政評価結果を踏まえ、事業の効果などを十分に勘案した上で、当初の目的が達成されたと判断できるものについては、廃止、削減、縮小を行うこと。その際は、関係団体や町民の理解を得られるよう丁寧に進めること。
- ・ この見直しにより得られる財源で基金からの繰入を可能な限り圧縮するとともに、事業終了などによる自然減で生じた財源により、「2030年における下川町のありたい姿」の実現に向けた事業などに対応する。
- ・ 令和3年度の見直しが困難な場合でも、令和4年度以降の見直しの可能性について、あわせて検討すること。

### (2) 第6期総合計画の着実な推進

- ・ 現在、第6期下川町総合計画の見直し作業（ローリング）を進めているが、今後行われる総合計画審議会での審議内容や各審議会等の意見、公区要望など町民意見などをしっかりと受け止め、最大限、施策、事業に反映させ、総合計画に基づき計画的な推進と公約の実現が図れるよう予算編成を行うこと。  
なお、第6期下川町総合計画の進捗管理計画（財政計画）で予定していない事業の予算要求は原則認められないものとする。

### (3) 効率的で効果的な行財政運営の推進

- ・ 事業の立案にあたっては、合理的かつ効果的な視点に立って「最小の経費で最大の効果」を上げることが常に念頭に置き、持続可能な財政運営を行うためにも、あらゆる財源の確保について常に調査研究し、最大限の努力を払うこと。

### (4) 積極的な情報公開と町民の理解

- ・ 事業の推進にあたっては、審議会等での議論、町民説明会の開催、広報等での周知などを通じて、町民の理解と協力を得られるよう積極的な情報提供に最大限留意すること。

## (5) 働き方改革の推進

- ・ 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に基づき、職員の健康保持・増進やワーク・ライフ・バランスの確保に向けて、最大限、時間外勤務の縮減に努めること。
- ・ なお、時間外勤務の縮減に向けては、職員一人ひとりが「時間外勤務はコストである」との認識を持ち、業務改善を行いながら所定労働時間内で効率的に業務を遂行すること。
- ・ また、管理職の本分は部下のマネジメントであり、時間外勤務は管理職の命令に基づくものであることから、日常的に業務の進行管理を十分に行い、管理職が率先して部下の、そして自らの時間外勤務の縮減に取り組むこと。

## 令和3年度予算編成留意事項

### 1 総括事項

#### (1) 地域課題等への対応

- ・ 予算編成にあたっては、地域課題や町民意見をしっかりと受け止め、予算執行段階における諸問題を各課のみならず、横断的な連携により精査し、決算に係る監査意見及び議会決算認定特別委員会の審査意見、公区要望や総合計画審議会、各個別審議会での意見などを十分考慮し、最大の行政効果が上がるよう努めること。

#### (2) 財源確保への取り組み

- ・ 事業の予算要求にあたっては、国、道の補助制度のほか、関係団体や民間企業の補助制度など充当可能な財源がないか再確認を行うとともに、クラウドファンディングやふるさと納税制度など、従来の枠にとらわれず、様々な手法を活用し、収入確保に努めること。

#### (3) 年度途中の補正

- ・ 年度途中の補正については、補助事業採択によるもの、制度改正を伴うものなど、特別な事由により真にやむを得ないものについて行うものとし、予算計上漏れなどによる安易な補正は認められないことから、当初予算の積算段階において十分に精査すること。

### 2 歳入に関する事項

歳入の見積もりにあたっては、社会経済情勢の動向、過去の実績等を精査分析し、地方財政に関する国の制度改正の動向等を情報収集するよう努め、正確にその財源を捕捉し、過大、過小にならないよう留意すること。

#### (1) 町税

- ・ 町税は、歳入の根幹をなすものであり、今後の税制の動向、地域経済の分析等を多角的に行い、的確な見積もりに努めること。
- ・ 引き続き適正な賦課、徴収に努め、町税負担の公平を期すこと。

## (2) 国・道支出金

- ・ 制度改正及び国や道の予算編成の動向を十分に把握し、的確な要求を行うとともに、安易に低率な補助制度を受け事業を行うことにより、多額の一般財源を充当することがないように十分精査、検討すること。

なお、新規に補助申請（公募を含む）を行う場合は、必ず総務課長に事前協議を行うこと。

## (3) 町債

- ・ 町債は、後年度の財政負担を考慮し、原則として償還財源が地方交付税により補填のあるものや、償還金に使用料など特定財源が充当できるものに限ること。また、10万円単位で計上するとともに、計上にあたっては、財政担当と十分協議すること。

## (4) 未収金

- ・ 負担の公平性を保つため、解消に積極的に努めることとし、滞納分の20%以上を財源として計上すること。

## 3 歳出に関する事項

歳出の見積りにあたっては、常に見直しの視点を持ち、施策全般にわたって創意工夫をもって編成するものとする。

特に予算編成にあたっては、執行状況を的確に把握するとともに、各事業において積算根拠を明確にし、事務経費の徹底した縮減を図り、必要性、緊急性、行政効果などに欠ける経費は計上しないこと。

また、各科目を通じ過大見積を避け、適正な金額を計上すること。

### (1) 人件費

- ・ 会計年度任用職員の予算要求にあたっては、必要な人員配置を十分検討した上で計上すること。

### (2) 扶助費

- ・ 扶助費は増加傾向にあることから、補助単独を問わず、対象者や扶助額について徹底した調査を行い、適正な制度運用を行うこと。
- ・ 単独事業については、事業の効果や制度そのものの継続の合理性等を必ず整理の上、制度改正や事業内容の見直しを積極的に検討すること。

### (3) 投資的経費

- ・ 投資的経費は、事業内容について十分検討した上で、行政効果、必要性、緊急性、経済性及び財政負担に十分留意し、関連各課と連携し、調整を行った上で計上すること。なお、起債による後年度負担や基金残高など財政負担を踏まえ、大規模な修繕工事など、複数年で実施することが可能なものは、年次的に実施する方法も検討すること。
- ・ 工事請負費で50万円を超えるものについては、必ず建設水道課と早期に協議を行うこととし、安易に業者からの見積りのみをもって計上しないこと。

#### (4) 物件費

- ・ 物件費の大幅な伸びが財政を圧迫していることから、必ず事務事業の見直しを行い削減に努めること。特に定例的な委託契約については、安易に統一単価の見直しのみで計上することなく、仕様や積算内容について点検し、削減余地がないか必ず精査し、必要額を積算した上で計上すること。  
また、指定管理施設については、管理状況の把握とさらなる効率的な管理運営ができないか指定管理者と十分協議した上で計上すること。
- ・ 報償費は、謝礼金、報奨金などのほか、報償を目的とする物品の購入代金（記念品、賞金、謝礼品）を計上すること。
- ・ 旅費は、従来の惰性で漫然と計上することなく、オンラインでの対応も含め、旅行方法、回数、必要性、人数などを抜本的に検討、見直しを行い、行政効果の期待できないものは計上しないこと。
- ・ 需用費は、抜本的な見直しを図り、十分精査して計上すること。なお、一般消耗品については、プリンタートナーなどを含め、原則、総務管理費で一括計上するので計上しないこと。（補助事業、施設管理に係る特定の消耗品を除く。）また、各課でストックしている消耗品を有効に活用することとし、リサイクルできるものは最大限活用すること。
- ・ 役務費は、役務の提供に対して支払う経費を手数料として本節に計上すること。ただし、契約による委託業務は、委託料に計上すること。
- ・ 備品購入費は、必要性を十分精査するとともに、財政負担の平準化を図るため、物品の性質によってリースの検討も行うこと。なお、予算要求にあたっては、必ず1社以上から参考見積もりを徴収すること。また、下川町地域材利用推進方針に基づき、地域材で制作可能なものについて検討を行うこと。

#### (5) 補助費

- ・ 団体運営補助金等は、団体の活動状況等を十分把握し、補助対象の見直し、事業内容の精査など、行政評価結果等も踏まえて、単に前年度同額を計上することのないよう留意すること。なお、見直しを行う場合は、必ず団体と協議を行うこと。
- ・ 事業補助は、補助率や補助上限の見直し、年度予算の上限設定、事業内容の見直しなど、行政評価結果等を踏まえて計上すること。  
なお、新規の補助制度の創設や補助対象の拡大、または補助要件を緩和する場合などの際には、所得制限の設定など費用総体を抑制する方策も併せて検討すること。

### 4 特別会計及び公営企業会計に関する事項

特別会計及び公営企業会計については、一般会計の予算編成に準ずるとともに、企業的感觉を十分に発揮して経営の合理化を図るとともに、独立採算性の確保に努め、安易に一般会計からの繰入金等に依存することのないよう留意すること。

また、設備の更新にあたっては、多額の投資が必要なことから、長寿命化計画などに基づき、財政負担を考慮の上、計画的に進めること。